

昭和四十一年人事院規則一七〇

(管理職員等の範囲)

人事院は、国家公務員法に基づき、管理職員等の範囲に関し次の人事院規則を制定する。
人事院規則一七〇〇(昭和四十一年七月九日施行)

(管理職員等の範囲)

第一条 法第八十条の二第三項ただし書に規定する管理職員等は、別表上欄に掲げる組織の区分に応じ、これに対応する同表下欄に掲げる職員とする。
第二条 各省各庁の長は、管理職員等以外の者が管理職員等になつたとき、又は管理職員等が管理職員等以外の職員になつたときは、文書の交付その他適当と認める方法によりその旨をその職員に通知しなければならない。

(組織の変更等)についての通知

第三条 各省各庁の長は、別表に掲げる組織に改廃があつたとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の官職の改廃若しくは新設があつたときは、すみやかにその旨を人事院に通知しなければならない。

附 則 (昭和六〇年三月三〇日人事院規則一七〇〇一)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月二九日人事院規則一七〇〇二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一月三〇日人事院規則一七〇〇三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月二日人事院規則一七〇〇四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月一〇日人事院規則一七〇〇五)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年六月二七日人事院規則一七〇〇六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月二九日人事院規則一七〇〇七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二〇日人事院規則一七〇〇八)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月三〇日人事院規則一七〇〇九)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月三〇日人事院規則一七〇一〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月一五日人事院規則一七〇一一)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月三〇日人事院規則一七〇一二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一月三〇日人事院規則一七〇一三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月一五日人事院規則一七〇一四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年六月三〇日人事院規則一七〇一五)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一月三〇日人事院規則一七〇一六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月一五日人事院規則一七〇一七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年七月一六日人事院規則一七〇一八)

この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則 (平成二年九月二九日人事院規則一七〇―一九)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二年二月二五日人事院規則一七〇―二〇)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三年三月一五日人事院規則一七〇―二一)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三年六月二九日人事院規則一七〇―二二)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三年九月三〇日人事院規則一七〇―二三)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三年二月二五日人事院規則一七〇―二四)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成四年三月二五日人事院規則一七〇―二五)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成四年六月三〇日人事院規則一七〇―二六)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成四年九月三〇日人事院規則一七〇―二七)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成四年二月二五日人事院規則一七〇―二八)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成五年三月二五日人事院規則一七〇―二九)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成五年六月三〇日人事院規則一七〇―三〇)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成五年九月三〇日人事院規則一七〇―三一)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成五年二月二四日人事院規則一七〇―三二)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年三月二五日人事院規則一七〇―三三)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年六月三〇日人事院規則一七〇―三四)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年九月三〇日人事院規則一七〇―三五)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年二月二六日人事院規則一七〇―三六)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成七年三月二四日人事院規則一七〇―三七)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成七年六月二九日人事院規則一七〇―三八)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成七年九月二八日人事院規則一七〇―三九)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成七年二月二五日人事院規則一七〇―四〇)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成八年三月二五日人事院規則一七〇―四一)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成八年六月二五日人事院規則一七〇―四二)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成八年九月二五日人事院規則一七〇―四三）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成八年二月二五日人事院規則一七〇―四四）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成九年三月二五日人事院規則一七〇―四五）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成九年六月二五日人事院規則一七〇―四六）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成九年九月二五日人事院規則一七〇―四七）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成九年二月二五日人事院規則一七〇―四八）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一〇年三月二五日人事院規則一七〇―四九）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一〇年六月三〇日人事院規則一七〇―五〇）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一〇年九月二五日人事院規則一七〇―五一）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一〇年二月二二日人事院規則一七〇―五二）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一一年三月一九日人事院規則一七〇―五三）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一一年六月二五日人事院規則一七〇―五四）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一一年九月二四日人事院規則一七〇―五五）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一一年二月二四日人事院規則一七〇―五六）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一二年三月二四日人事院規則一七〇―五七）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一二年六月二六日人事院規則一七〇―五八）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一二年九月二八日人事院規則一七〇―五九）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一二年二月二五日人事院規則一七〇―六〇）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一三年三月三〇日人事院規則一七〇―六一）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一三年六月二九日人事院規則一七〇―六二）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一三年九月二五日人事院規則一七〇―六三）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一三年二月二五日人事院規則一七〇―六四）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一四年三月二五日人事院規則一七〇―六五）
この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則 (平成一四年六月二五日人事院規則一七〇一六六)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一四年九月三〇日人事院規則一七〇一六七)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一四年二月二五日人事院規則一七〇一六八)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一五年三月二八日人事院規則一七〇一六九)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一五年六月二五日人事院規則一七〇一七〇)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一五年九月二五日人事院規則一七〇一七一)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一五年十二月二五日人事院規則一七〇一七二)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一六年三月二五日人事院規則一七〇一七三)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一六年六月二五日人事院規則一七〇一七四)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一六年九月二四日人事院規則一七〇一七五)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一六年二月一六日人事院規則一七〇一七六)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一七年三月二五日人事院規則一七〇一七七)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一七年六月二〇日人事院規則一七〇一七八)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一七年九月二二日人事院規則一七〇一七九)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一七年十二月二二日人事院規則一七〇一八〇)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一八年三月二二日人事院規則一七〇一八一)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一八年六月二二日人事院規則一七〇一八二)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一八年九月二二日人事院規則一七〇一八三)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一八年十二月二二日人事院規則一七〇一八四)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一九年三月一六日人事院規則一七〇一八五)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一九年六月二二日人事院規則一七〇一八六)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一九年九月二二日人事院規則一七〇一八七)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一九年十二月二二日人事院規則一七〇一八八)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二〇年六月二七日人事院規則一七〇一八九)

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一九日人事院規則一七〇一九〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一九日人事院規則一七〇一九二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年三月一九日人事院規則一七〇一九三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月二六日人事院規則一七〇一九四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年九月一八日人事院規則一七〇一九五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年二月一八日人事院規則一七〇一九六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月一九日人事院規則一七〇一九七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月二五日人事院規則一七〇一九八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年九月二四日人事院規則一七〇一九九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年二月一七日人事院規則一七〇二〇〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日人事院規則一七〇二〇一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年九月二八日人事院規則一七〇二〇二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年二月一六日人事院規則一七〇二〇三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月二二日人事院規則一七〇二〇四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年六月二七日人事院規則一七〇二〇五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二六日人事院規則一七〇二〇六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年十二月一九日人事院規則一七〇二〇七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年四月一日人事院規則一七〇二〇八）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年七月一九日人事院規則一七〇二〇九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年九月二七日人事院規則一七〇二一〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年十二月二〇日人事院規則一七〇二一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二〇日人事院規則一七〇二一二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二〇日人事院規則一七〇二一三）

この規則は、公布の日から施行する。

第十一條 附則第二條から前條までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

(雑則)

(施行期日)

第一條 この規則は、公布の日から施行する。

- この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二六年八月七日人事院規則一七〇〇一―二一）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二六年九月二五日人事院規則一七〇〇一―二二）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二六年二月一九日人事院規則一七〇〇一―二三）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二七年三月二〇日人事院規則一七〇〇一―二四）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二七年六月二六日人事院規則一七〇〇一―二五）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二七年九月一六日人事院規則一七〇〇一―二六）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二七年十二月一七日人事院規則一七〇〇一―二七）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二八年三月一六日人事院規則一七〇〇一―二八）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二八年七月八日人事院規則一七〇〇一―二九）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二八年九月二三日人事院規則一七〇〇一―三〇）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二八年二月一六日人事院規則一七〇〇一―三一）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二九年七月二二日人事院規則一七〇〇一―三二）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二九年一〇月二二日人事院規則一七〇〇一―三三）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二九年二月二〇日人事院規則一七〇〇一―三四）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成三〇年七月四日人事院規則一七〇〇一―三五）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成三〇年一〇月三日人事院規則一七〇〇一―三六）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成三〇年二月一九日人事院規則一七〇〇一―三七）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成三一年三月二六日人事院規則一七〇〇一―三八）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（令和元年七月一〇日人事院規則一七〇〇一―三九）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（令和元年九月二五日人事院規則一七〇〇一―四〇）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（令和元年二月一八日人事院規則一七〇〇一―四一）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（令和二年三月一八日人事院規則一七〇〇一―四二）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（令和二年九月八日人事院規則一七〇〇一―四三）
この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則 (令和二年一〇月三〇日人事院規則一七〇一三三九)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和二年二月一五日人事院規則一七〇一三五)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和三年七月二一日人事院規則一七〇一三六)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和三年一月二日人事院規則一七〇一三七)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和三年二月二一日人事院規則一七〇一三八)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和四年七月五日人事院規則一七〇一三九)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和四年一〇月四日人事院規則一七〇一四〇)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和四年二月二一日人事院規則一七〇一四一)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和五年三月一六日人事院規則一七〇一四二)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和五年七月二一日人事院規則一七〇一四三)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和五年一〇月三日人事院規則一七〇一四四)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和五年二月二〇日人事院規則一七〇一四五)
- この規則は、公布の日から施行する。

別表
管理職員等の範囲(第一条関係)

組織	職員
内閣官房	内閣総務官 公文書監理官 総理大臣官邸事務所長 内閣審議官 内閣参事官 総理大臣官邸事務所副所長 企画官(内閣総務官室に所属する者に限る。) 調査官 内閣事務官(人事、予算又は庁舎警備に関する事務を担当する者に限る。) 秘書 守衛長 総理大臣官邸事務所所属する守衛
内閣人事局	人事政策統括官 内閣審議官 内閣参事官 企画官 調査官 参事官補佐(人事、予算、職員団体又は人事制度に関する事務を担当する者に限る。) 総務専門官 ダイバーシティ促進専門官 メンタルヘルス専門官 人事係長 予算係長 主査(人事に関する事務を担当する者に限る。)
内閣衛生情報センタ―	次長 部長 総括開発官 課長 主任分析官 主任開発官 副センタ―所長 受信管制局長 内閣事務官(人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。)
内閣法制局	内閣法制次長 部長 総務主幹 憲法資料調査室長 参事官 課長 調査官 公文書監理官 法令調査官 課長補佐(管理) 総務主任 人事係長 予算係長 秘書
内閣内部部局	事務次官 内閣府審議官 官房長 政策統括官 独立公文書管理監 局長 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 参事官 課長 政府広報室長 厚生管理官 審査官 企画官 調査官 防災情報通信システム官 参事官補佐(人事全般に関する事務について参事官を直接補佐する者に限る。) 厚生管理官補佐(人事に関する事務を担当する者に限る。) 課長補佐(総括) 課長補佐(管理) (大臣官房又は男女共同参画局総務課に所属する者に限る。) 人事専門官 人事係長 宿舍係長 秘書 守衛長
食品安全委員会	事務局長 事務局次長 課長 課長補佐(総括) 課長補佐(管理)
国会等移転審議会	次長 参事官 首席局員 上席局員(人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。)
事務局	
公益認定等委員会	事務局長 事務局次長 課長 企画官 課長補佐(総括) 課長補佐(管理)
事務局	
再就職等監視委員会	再就職等監察官

		再就職等監視委員事務局 事務局長 参事官 参事官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。）
		消費者委員会事務局 事務局長 参事官 参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）
		経済社会総合研究所 所長 次長 総括政策研究官 部長 経済研修所長 課長 経済研修所の総務部長
	迎賓館	館長 次長 課長 課長補佐（管理） 庁舎係長 所長
	地方創生推進事務局	事務局長 次長 審議官 参事官 企画官 参事官補佐（人事、予算又は文書の審査に関する事務を担当する者に限る。）
	知的財産戦略推進事務局	事務局長 次長 参事官 企画官 参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）
	科学技術・イノベーション推進事務局	事務局長 統括官 審議官 参事官 企画官 管理審査官 参事官補佐（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）
	健康・医療戦略推進事務局	事務局長 次長 参事官 企画官 参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）
	宇宙開発戦略推進事務局	事務局長 審議官 参事官 企画官 参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）
	北方対策本部	審議官 参事官 調査官
	総合海洋政策推進事務局	事務局長 次長 参事官 企画官 参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）
	国際平和協力本部事務局	事務局長 次長 参事官 参事官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。） 予算係長 庶務係長
	日本学術会議事務局	事務局長 次長 課長 参事官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 人事係長 予算係長 庁舎係長
	官民人材交流センター	官民人材交流副センター長 審議官 総務課長 主任調整官 課長補佐（管理）
	沖縄総合事務局	局長 次長 部長 総務調整官 市町村施策支援推進官 企画調整官 技術企画官 技術管理官 公園・まちづくり調整官 適正業務管理官 総括技術検査指導官 品質確保対策官 取用認定調整官 課長 調査官（職員団体に係る事務を担当する者に限る。） 監査官 庁舎管理官 安心・安全対策推進官 広報室長 厚生管理室長 統括国 有財産管理官 情報通信技術室長 建設工務室長 営繕監督保全室長 企画室長 首席運航労務監理官 首席海事技術専門官 首席海技試験官 首席外国船舶監督官 課長 補佐（総括） 課長補佐（管理） 室長補佐（文書の審査に関する事務を担当する者に限る。） 専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。） 職員管理専門職 調査官付 主査（職員団体に係る事務を担当する者に限る。） 庁舎管理官付主査 人事係長 予算係長 宿舍係長 人事係員
	沖縄総合事務局の事務所	所長 次長 副所長 課長 支所長 首席運輸企画専門官（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。） 運輸企画専門官（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。） 庶務係長（北部ダム統合管理事務所、南部国道事務所、北部国道事務所、那覇港湾・空港整備事務所、平良港湾事務所、石垣港湾事務所又は国営沖縄記念公園事務所に所属する者に限る。）
管内	内部部局	次長 部長 審議官 皇室経済主管 参事官 公文書監理官 式部副長 課長 式部官 宮殿管理官 調査企画室長 広報室長 報道室長 楽部事務長 首席楽長 楽長 鴨場長 図書調査官 編修調査官 陵墓監 陵墓監補 衛生監 主膳長 主厨長 管理事務所長 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 課長補佐（人事） 侍従職務主管補 佐（人事に関する事務を担当する者に限る。） 上皇職務主管補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。） 東宮職務主管補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。） 皇嗣職務主管補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。） 式部官補佐（式部官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 宮殿管理官補佐 車馬官 専 門官（人事に関する事務を担当する者に限る。） 人事係長 予算係長 文書係長 勤務管理専門官 秘書 人事係員
	宮内庁病院	院長 副院長 医長 事務長 総看護師長 薬局長
	正倉院事務所	所長 庶務課長
	御料牧場	場長 次長 課長 庶務係長
	京都事務所	所長 次長 課長 庶務係長

公正 取引 委員 会	事務総長 審判官 局長 部長 総括審議官 政策立案総括審議官 審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化参事官 参事官 審査管理官 課長 審査長 訟務官 特別審査長 会計室長 企画官 企画室長 デジタル市場企画調査室長 上席企業結合調査官 取引調査室長 相談指導室長 下請取引調査室長 上席下請取引 査官 情報管理室長 公正競争監視室長 課徴金減免管理官 上席審査専門官 課長補佐(総括) 課長補佐(管理) 課長補佐(人事) 会計室長補佐(予算に関する事務を 担当する者に限る。) 審査長又は特別審査長の職務全般についてこれを直接補佐する職員 人事係長 予算係長 庶務係長 秘書
個人 情報 保護 委員 会	事務局長 次長 審議官 政策立案参事官 公文書監理官 課長 参事官 企画官 調査官 課長補佐(管理) 人事係長 管理専門職
カ ジ ノ 管 理 委 員 会	事務局長 次長 部長 監察官 公文書監理官 課長 企画官 国際室長 機器技術監督室長 犯罪収益移転防止対策室長 調査官 監察官補佐 課長補佐(管理) 係長 (監察に関する事務を担当する者に限る。) 人事係長 予算係長
金 融 行	長官 金融国際審議官 局長 総括審議官 政策立案総括審議官 審議官 公文書監理官 参事官 課長 検査監理官 審判官 管理室長 情報化統括室長 企画官 人事 調査官 管理予算調整官 国際室長 資産運用高度化室長 社会環境金融室長 金融企画管理官 情報・分析室長 リスク管理検査室長 サイバーセキュリティ対策企画調 整室長 マネーローダリング・テロ資金供与対策企画室長 経済安全保障室長 金融サービス利用者相談室長 金融サービス仲介室長 貸金業室長 フィンテックモ タリング室長 信用機構企画室長 保険企画室長 調査室長 監督調査室長 信用機構対応室長 監督企画官 地域金融生産性向上支援室長 協同組織金融室長 損害保険・ 少額短期保険監督室長 課長補佐(総括) 課長補佐(人事) 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舎係長 秘書 人事係員 証券取引等監視委 員会事務局 課長 証券検査監理官 情報解析室長 国際証券検査室長 総括調整官 課長補佐(総括) 課長補佐(管理)
消 費 者 行	長官 次長 政策立案総括審議官 審議官 公文書監理官 参事官 課長 人事企画室長 管理室長 広報室長 サイバーセキュリティ・情報化企画官 企画官 財産被害 対策室長 寄附勧誘対策室長 食品ロス削減推進室長 事故調査室長 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室長 統括消費者取引対策官 食品表示対策室長 上席景 品・表示調査官 課長補佐(総括) (総務課に所属する者に限る。) 課長補佐(管理) 専門官(人事に関する事務を担当する者に限る。) 人事係長 予算係長 庁舎係長 庶務係長
こ ど も 家 庭 行	長官 官房長 局長 審議官 公文書監理官 参事官 課長 経理室長 企画官 人事調査官 サイバーセキュリティ・情報化企画官 少子化対策企画官 認可外保育施設 担当室長 児童手当管理室長 課長補佐(総括) 課長補佐(管理) 課長補佐(人事) 課長補佐(予算) 参事官補佐(参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に 限る。) 人事企画調整官 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 庶務係長 主査(人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。) 秘書 国立児童自立支援 施設 次長 課長 センター長 副センター長
デ ジ タル 行 (令和三年法律第三 十六号)第十三条 第一項に規定する 職又は当該職のつ かさどる職務の全 部若しくは一部を 助ける職に就いて いる職員で構成さ れる組織	デジタル審議官 統括官 審議官 公文書監理官 参事官 企画官 参事官補佐(参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事、予算、文書の審査又は庁舎管 理に関する事務を担当する者に限る。) 主査(人事、法令、予算、文書の審査又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 秘書 人事係員
復 興 行 (平成二十三年法律第 百二十五号)第十 二条第一項に規定	復興庁設置法(平 成二十三年法律第 百二十五号)第十 二条第一項に規定 事務次官 統括官 審議官 公文書監理官 参事官 企画官(人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。) 参事官補佐(人事、組織又は予算に関する事務を担 当する者に限る。) 主査(人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。) 秘書

省	総務省
<p>復興局</p> <p>内部部局</p> <p>事務次官 総務審議官 官房長 局長 政策統括官 サイバーセキュリティ統括官 部長 局次長 総括審議官 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 地域力創造審議官 審議官 参事官 課長 管理官 評価監視官 行政相談管理官 統計情報システム管理官 統計企画管理官 統計調整官 国際統計管理官 恩給管理官 企画官(大臣官房に所属する者のうち大臣官房の特定の課若しくは室の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務を担当する者、会計課、企画調整課、行政評価局総務課若しくは統計局総務課に所属する者又は統計企画管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。)</p> <p>調査官(人事、職員団体、組織及び法規又は予算に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>庁舎管理室長 厚生企画管理室長 サイバーセキュリティ・情報化推進室長 広報室長 法制管理室長 地方業務室長 人材育成室長 評価活動支援室長 総務室長 デジタル基盤推進室長 マイナンバー制度支援室長 行政経営支援室長 地域情報化企業室長 地域振興室長 過疎対策室長 給与能率推進室長 女性活躍・人材活用推進室長 心援派遣室長 安全厚生推進室長 収支公開室長 支出情報開示室長 政党助成室長 財務調査官 公営企業経営室長 準公営企業室長 資産評価室長 研究推進室長 革新的情報通信技術開発推進室長 標準化戦略室長 宇宙通信調査室長 多国間経済室長 情報通信経済室長 総合通信管理室長 情報活用支援室長 情報流通適正化推進室長 放送コンテンツ海外流通推進室長 デジタル経済推進室長 国際放送推進室長 地域放送推進室長 検査監理室長 貯金保険室長 国際企画室長 消費者契約適正化推進室長 番号企画室長 電波利用料企画室長 基幹通信室長 重要無線室長 新世代移動通信システム推進室長 監視管理室長 認証推進室長 地理情報室長 首席統計情報官 労働力人口統計室長 経済センサス室長 物価統計室長 恩給経理官 恩給審査官 恩給審理官 恩給相談官 恩給支給官 情報処理調整官 課長補佐(総括) 課長補佐(管理)(大臣官房、企画調整課、行政課、公務員課、福利課、財政課、自治税務局企画課、国際戦略局国際戦略課、情報流通行政局総務課、情報通信政策課、総合通信基盤局総務課又は統計局総務課に所属する者に限る。)</p> <p>参事官補佐(国際戦略局参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。)</p> <p>統計企画管理官補佐(人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>恩給管理官補佐(恩給管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>専門職(人事に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>専門職(人事に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舍係長 庶務係長(統計局に所属する者に限る。)</p> <p>主査(人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>秘書 人事係員 守衛長</p>	<p>局長 次長 参事官(人事に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>参事官補佐(人事に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>主査(人事に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>事務次官 総務審議官 官房長 局長 政策統括官 サイバーセキュリティ統括官 部長 局次長 総括審議官 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 地域力創造審議官 審議官 参事官 課長 管理官 評価監視官 行政相談管理官 統計情報システム管理官 統計企画管理官 統計調整官 国際統計管理官 恩給管理官 企画官(大臣官房に所属する者のうち大臣官房の特定の課若しくは室の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務を担当する者、会計課、企画調整課、行政評価局総務課若しくは統計局総務課に所属する者又は統計企画管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。)</p> <p>調査官(人事、職員団体、組織及び法規又は予算に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>庁舎管理室長 厚生企画管理室長 サイバーセキュリティ・情報化推進室長 広報室長 法制管理室長 地方業務室長 人材育成室長 評価活動支援室長 総務室長 デジタル基盤推進室長 マイナンバー制度支援室長 行政経営支援室長 地域情報化企業室長 地域振興室長 過疎対策室長 給与能率推進室長 女性活躍・人材活用推進室長 心援派遣室長 安全厚生推進室長 収支公開室長 支出情報開示室長 政党助成室長 財務調査官 公営企業経営室長 準公営企業室長 資産評価室長 研究推進室長 革新的情報通信技術開発推進室長 標準化戦略室長 宇宙通信調査室長 多国間経済室長 情報通信経済室長 総合通信管理室長 情報活用支援室長 情報流通適正化推進室長 放送コンテンツ海外流通推進室長 デジタル経済推進室長 国際放送推進室長 地域放送推進室長 検査監理室長 貯金保険室長 国際企画室長 消費者契約適正化推進室長 番号企画室長 電波利用料企画室長 基幹通信室長 重要無線室長 新世代移動通信システム推進室長 監視管理室長 認証推進室長 地理情報室長 首席統計情報官 労働力人口統計室長 経済センサス室長 物価統計室長 恩給経理官 恩給審査官 恩給審理官 恩給相談官 恩給支給官 情報処理調整官 課長補佐(総括) 課長補佐(管理)(大臣官房、企画調整課、行政課、公務員課、福利課、財政課、自治税務局企画課、国際戦略局国際戦略課、情報流通行政局総務課、情報通信政策課、総合通信基盤局総務課又は統計局総務課に所属する者に限る。)</p> <p>参事官補佐(国際戦略局参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。)</p> <p>統計企画管理官補佐(人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>恩給管理官補佐(恩給管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>専門職(人事に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>専門職(人事に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舍係長 庶務係長(統計局に所属する者に限る。)</p> <p>主査(人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。)</p> <p>秘書 人事係員 守衛長</p>
<p>行政不服審査会事務局</p> <p>課長 審査官 課長補佐(管理)</p>	<p>課長 審査官 課長補佐(総括) 課長補佐(管理)</p>
<p>情報公開・個人情報保護審査会事務局</p> <p>課長 審査官 課長補佐(管理)</p>	<p>課長 審査官 課長補佐(管理)</p>
<p>官民競争入札等監事事務局</p> <p>参事官</p>	<p>参事官</p>
<p>電気通信紛争処理委員会事務局</p> <p>参事官</p>	<p>参事官 上席調査専門官(人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。)</p>
<p>自治大学校</p> <p>校長 部長教授 庶務課長</p>	<p>校長 部長教授 庶務課長</p>
<p>情報通信政策研究所</p> <p>所長 部長 総務課長</p>	<p>所長 部長 総務課長</p>
<p>統計研究研修所</p> <p>所長 部長 管理課長 課長補佐(管理) 庶務係長</p>	<p>所長 部長 管理課長 課長補佐(管理) 庶務係長</p>
<p>政治資金適正化委員会事務局</p> <p>参事官</p>	<p>参事官</p>
<p>管区行政評価局</p> <p>局長 部長 地域総括評価官 部次長 総務課長 課長補佐(管理) 人事係長 予算係長</p>	<p>局長 部長 地域総括評価官 部次長 総務課長 課長補佐(管理) 人事係長 予算係長</p>
<p>行政評価支局</p> <p>支局長 総務行政相談管理官 地域総括評価官 部長 総務課長 課長補佐(管理) 人事係長 予算係長</p>	<p>支局長 総務行政相談管理官 地域総括評価官 部長 総務課長 課長補佐(管理) 人事係長 予算係長</p>
<p>行政評価事務所</p> <p>所長 次長</p>	<p>所長 次長</p>
<p>沖縄行政評価事務所</p> <p>所長 次長 総務課長 課長補佐(管理)</p>	<p>所長 次長 総務課長 課長補佐(管理)</p>

<p>文部科学省 内部部局</p>	<p>務相談官 源泉所得税事務集中処理センター室長 集中電話催告センター室長 査察情報技術解析室長 課長補佐(総括)(各部の部内における庶務に関するものを所掌する課に所属する者に限る。) 課長補佐(管理) 人事係長 事務係長 文書係長 庁舎係長 宿舎係長 人事係員 労働係員 守衛長 課長 次長 課長 統括国税管理官(管理) 国税徴収官 審理官 主任国税管理官(統括国税管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。) 総括税務相談官 集中電話催告センター室長 課長補佐(管理) 人事係長 予算係長 主任国税管理官(統括国税管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。) 総括税務相談官 集 署長 副署長 課長 統括国税徴収官(担当事務部門を総括する者に限る。) 統括国税調査官(担当事務部門を総括する者に限る。) 酒類指導官 課長補佐(管理) 庶務 係長</p>
<p>科学省 内部部局</p>	<p>事務次官 文部科学審議官 官房長 局長 総括審議官 サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 公文書監理官 学習基盤審議官 審議官 参事 官 技術参事官 課長 企画官 副長 福利厚生室長 人事企画官 人事評価調整官 人事企画推進官 障害者活躍推進官 働き方改革推進官 広報室長 連 絡調整官 情報開示官 個人情報保護専門官 財務分析評価企画官 予算企画調整官 合同庁舎管理専門官 政策推進室長 サイバーセキュリティ・情報化推進室長 国際 協力企画室長 契約情報室長 企画調整官 整備計画室長 災害対策企画官 防災・減災企画官 文教施設監理官 主任教育企画調整官 教員免許・研修企画室長 専修学 校教育振興室長 地域学校協働推進室長 青少年教育室長 家庭教育支援室長 主任教科書調査官 主任視学官 教育制度改革室長 教育財政室長 教育課程企画室長 情 報教育振興室長 外国語教育推進室長 生徒指導室長 幼児教育企画官 特別支援教育企画官 高校修学支援室長 教科書企画官 産業教育振興企画官 高等教育政策室長 大学設置室長 大学入試室長 専門職大学院室長 大病院支援室長 国立大学戦略室長 私学共済室長 資源室長 評価・研究開発法人支援室長 戦略研究推進室長 人材政策推進室長 研究公正推進室長 競争的研究費調整室長 拠点形成・地域振興室長 研究交流管理官 主任学術調査官 学術企画室長 奨励室長 量子研究推進室長 素粒子・原子核研究推進室長 大学研究力強化室長 資金運用企画室長 企画室長 幹細胞・再生医学研究推進室長 生命倫理・安全対策室長 計算科学技術推進企画官 学術基盤整備企画官 防災科学技術推進室長 地震調査研究企画官 地震調査管理官 深海地球探査企画官 極域科学企画官 核融合開発室長 宇宙利用推進室長 宇宙 科学技術推進企画官 核燃料サイクル室長 立地地域対策室長 放射性廃棄物企画室長 国際戦略企画官 人材活用推進官 国際統括官補佐(国際統括官の職務全般につい てこれを直接補佐する者に限る。) 参事官補佐(参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。) 課長補佐(総括) 課長補佐(管理)(大臣官房に所属する者に 限る。) 室長補佐(福利厚生室長又は広報室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。) 専門官(人事課に所属する者に限る。) 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舎係長 専門職(人事課に所属する者に限る。) 秘書 人事係員 守衛長</p>
<p>国立教育政策研究所</p>	<p>所長 次長 部長 センター長 課長 課長補佐(管理) 人事係長</p>
<p>科学技術・学術政策研究所</p>	<p>所長 総務研究官 総務課長 企画課長 データ解析政策研究室長 科学技術予測・政策基盤調査研究センター長 総括主任研究官 総括上席研究官 課長補佐(管理) 庶 務係長</p>
<p>日本学士院</p>	<p>事務次官 次長 審議官 課長 参事官 企画調整室長 障害者スポーツ振興室長 参事官補佐(総括) 課長補佐(総括) 人事係長 予算係長 人事係員</p>
<p>文化庁 内部部局</p>	<p>長官 次長 文化財鑑査官 審議官 課長 参事官 課長補佐(総括) 課長補佐(管理) 参事官補佐(参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。) 人事係 長 秘書 人事係員</p>
<p>厚生労働省 内部部局</p>	<p>事務次官 厚生労働審議官 医務技監 官房長 局長 人材開発統括官 政策統括官 部長 総括審議官 危機管理・医務技術総括審議官 政策立案総括審議官 公文書監 理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 医薬産業振興・医療情報審議官 高齢・障害者雇用開発審議官 年金管理審議官 審議官 参事官 課長 労働市場センタ 業務室長 人事調査官 調査官(人事課又は医療経営支援課に所属する者に限る。) 人事企画官 公文書監理・情報公開室長 広報室長 企画官 監査指導室長 経理室長 管理室長 会計管理官 厚生管理企画官 国際企画・戦略官 災害等危機管理対策室長 研究企画官 医療独立行政法支援室長 試験免許室長 首席流通指導官 指導 調査室長 移植医療対策推進室長 水道計画指導室長 検疫所業務企画調整官 麻薬対策企画官 石綿対策室長 労働条件確保改善対策室長 医療労働企画官 過労死等防 止対策企画官 過重労働特別対策室長 主任中央労働基準監督官 主任中央賃金指導官 労働保険財政数理室長 建設石綿給付金認定等業務室長 主任中央労災補償監 察官 労働保険徴収業務室長 職業病認定対策室長 労災保険審理室長 建設安全対策室長 産業保健支援室長 治療と仕事の両立支援室長 電離放射線労働者健康対策室 長 化学物質評価室長 環境改善・ばく露対策室長 訓練受講支援室長 公共職業安定所運営企画室長 人材確保支援総合企画室長 首席職業指導官 主任中央職業安定監 察官 労働移動支援室長 民間人材サービス推進室長 主任中央雇用保険監理官 労働市場基盤整備室長 主任中央需給調整事業指導官 海外人材受入就労対策室長 国際 労働力対策企画官 就労支援室長 建設・港湾対策室長 地域就労支援室長 主任障害者雇用専門官 労働紛争処理業務室長 主任雇用環境・均等監察官 ハラスメント防 止対策室長 労働者協同組合業務室長 労働金庫業務室長 女性支援室長 自立推進・指導監査室長 保護事業室長 成年後見制度利用促進室長 消費生活協同組合業務室 長 生活困窮者自立支援室長 中国残留邦人等支援室長 事業推進室長 戦没者遺骨鑑定推進室長 施設管理室長 全国健康保険協会管理室長 保険データ企画室長 保険 医療企画調査室長 医療技術評価推進室長 医療指導監査室長 数理企画官 首席年金数理官 システム室長 調査室長 監査室長 会計室長 訓練企画官 特別支援企画 官 就労支援訓練企画官 主任職業能力開発指導官 キャリア形成支援企画官 企業内人材開発支援企画官 主任職業能力検定官 海外協力企画官 政策企画官 社会保障 財政企画官 政策立案・評価推進官 統計企画調整官 審査解析官 保健統計官 世帯統計官 賃金福祉統計官 統計管理官 情報システム管理官 主任中央産業安全専門</p>

<p>農林水産省</p> <p>農林内部部局</p>	<p>中央労働委員会</p> <p>中央事務局</p>	<p>公共職業安定所</p> <p>労働基準監督署</p> <p>都道府県労働局</p> <p>九洲厚生局沖繩麻葉取締支所</p> <p>四国厚生支局分室</p> <p>四国厚生支局分室</p> <p>九州厚生局沖繩分室</p> <p>室</p>	<p>国立障害者リハビリテーションセンター病院</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター研究所</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター学院</p> <p>地方厚生局</p> <p>地方厚生局分室</p> <p>九州厚生局沖繩分室</p> <p>室</p>	<p>国立障害者リハビリテーションセンター 副院長 部長 障害者健康増進・運動医科学支援センター長 医長 発達障害診療室長 薬剤科長 看護部長</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター 部長 企画調整官</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター 主幹</p> <p>局長 部長 総務管理官 指導総括管理官 特別指導管理官 部次長 密輸・広域事犯管理官 課長 分室長 総括社会保険審査官 課長補佐(管理) 人事係長 予算係</p> <p>庶務係長</p> <p>支局長 部長 総務管理官 指導総括管理官 課長 総括社会保険審査官 課長補佐(管理) 予算係長 庶務係長</p> <p>支局長 部長 雇用環境・均等室長 課長 労働保険徴収室長 総務調整官 総務企画官 賃金室長 主任需給調整指導官(需給調整事業室の業務を総括する者に限る。) 人事計画官 課長補佐(管理) 人事係長</p> <p>署長 次長 庶務課長(二以上の課を置く所に所属する者に限る。) 係を置く出張所の長</p> <p>事務局長 審議官 課長 審査総括官 広報調査室長 審査室長 行政執行法人室長 個別労働関係紛争業務支援室長 課長補佐(管理) 人事係長 予算係長 地方事務</p> <p>事務次官 農林水産審議官 官房長 局長 部次長 総括審議官 技術総括審議官 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 輸出促進審議官 生産振興審議官 審議官 参事官 報道官 課長 統計企画管理官 保険監理官 調査官(人事、組織、法規、予算又は職員団体に係る事務を担当する者に限る。) 人事調査官 人事企画官 管理官(人事に関する事務を担当する者に限る。) 人事企画調整官 秘書専門官 企画官(秘書課に所属する者並びに畜産局総務課に所属する者のうち人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。) 任用専門官 給与専門官 人事評価専門官 監査官(秘書課に所属する者に限る。) 法令審査官 予算調査官 経理調査官 予算決算管理官 施設管理専門官(宿舍に関する事務を担当する者に限る。) 技術政策室長 食料安全保障室長 広報室長 報道室長 情報管理室長 情報分析室長 災害総合対策室長 地球環境対策室長 再生可能エネルギー室長 持続的食料システム調整官 ファイナンス室長 商品取引室長 新事業・食品産業調査官 卸売市場室長 食品企業行動室長 基準認証室長 食品ロス・リサイクル対策室長 食文化室長 統計品質向上室長 総務・会計専門官 センサス統計室長 消費統計室長 審査室長 行政監察室長 会計監査室長 検査調整官 上席検査官 米穀流通・食品表示監視室長 食品安全科学室長 国際基準室長 食品安全危機管理官 農薬対策室長 飼料安全・薬事室長 水産安全室長 防疫対策室長 家畜防疫対策室長 国際政策室長 国際連絡調整官 輸出連携推進調査官 輸出入産地形成室長 輸出環境整備室長 海外連携推進室長 国際交渉官 上席国際交渉官 地理的表示保護推進室長 種苗室長 生産推進室長 会計室長 米麦流通加工対策室長 園芸流通加工対策室長 花き産業・施設園芸振興室長 地域対策官 米穀貿易企画室長 水田農業対策室長 米麦品質保証室長 生産資材対策室長 肥料調整官 畜産総合推進室長 畜産経営安定対策室長 畜産技術室長 家畜遺伝資源管理保護室長 畜産危機管理官 流通飼料対策室長 食肉需給対策室長 調整室長 担い手総合対策室長 経営安定対策室長 農地集積・集約化促進室長 女性活躍推進室長 経営・組織対策室長 農業経営収入保険室長 農村政策推進室長 都市農業室長 中山間地域・日本型直接支払室長 農泊推進室長 農福連携推進室長 鳥獣対策室長 農村環境対策室長 計画調整室長 施工企画調整室長 海外土地改良技術室長 農業用水対策室長 施設保全管理室長 経営体育成基盤整備推進室長 多面的機能支払推進室長 防災・減災対策室長 災害対策室長 課長補佐(総括) 課長補佐(管理) (大臣官房、消費・安全局総務課、食品安全政策課、輸出・国際局総務課、国際地域課、国際経済課、農産局総務課、畜産局総務課、畜産振興課、経営局総務課、協同組織課又は農村振興局総務課に所属する者に限る。) 統計企画管理官補佐(統計企画管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者並びに人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。) 保険監理官補佐(保険監理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。) 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舎係長 秘書 人事係員 労働係員 守衛長</p>
----------------------------	-----------------------------	---	--	--

国土交通政策研究所	空港保安防災企画室長 空港保安防災教育訓練センター所長 首席運輸審査官 首席航空機検査官 首席整備審査官 首席航空従事者試験官 首席設計審査官 管制情報処理システム室長 システム開発評価・危機管理センター所長 首席開発評価管理官 航空情報センター所長 前任航空情報管理管制運航情報官 飛行検査センター所長 首席飛行検査官 次席飛行検査官 航空灯火・電気技術室長 技術管理センター所長 性能評価センター所長 先任技術管理航空管制技術官 先任性能評価航空管制技術官 アイヌ政策調整官 開発専門官（予算又は職員団体に係る者に限る。） アイヌ政策室長 経理指導官 事業計画調整官 計画推進企画官 企画専門官（人事、予算、法令又は機構に関する事務を担当する者に限る。） 課長補佐（総括） 課長補佐（管理）（大臣官房、水管理、国土保全局総務課、水資源政策課、道路局総務課、物流・自動車局安全政策課、海事局総務課、海技課、港湾局総務課又は北海道局総務課に所属する者に限る。） 課長補佐（人事） 課長補佐（予算） 課長補佐（大臣官房参事官、技術監理室長又は航空灯火・電気技術室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 専門官（人事、予算、法令又は機構に関する事務を担当する者に限る。） 予算専門官 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舎係長 秘書 人事係員 労働係員 守衛長
国土交通政策研究所	副所長 研究調整官 総括主任研究官 総務課長
国土技術政策総合研究所	副所長 研究総務官 部長 センター長 調査官 福利厚生官 課長（人事） 総務課長 会計課長 企画課長 研究評価・推進課長 施設課長 管理課長 総務管理官 室長（企画部、管理調整部、下水道研究部、河川研究部、土砂災害研究部、道路交通研究部及び道路構造物研究部の室長並びに建築研究部、住宅研究部及び都市研究部の部長を直接補佐し、部の事務の連絡調整に関する事務を担当する室長に限る。） サイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官 センターの室長 建設専門官（職員団体に係る事務を担当する者に限る。） 課長補佐（管理） 人事係長 予算係長 庁舎係長 宿舎係長 人事係員
国土交通大学校	校長 副校長 部長 総務課長 教務課長 建設専門官 企画調整官 柏研修センターの総務課長 課長補佐（管理） 人事係長 庁舎係長
航空保安大学校	校長 教頭 事務局長 総務課長 会計課長 岩沼研修センター所長 岩沼研修センターの首席教官及び総務課長 課長補佐（管理） 人事係長
国土地理院	院長 参事官 監査官 適正業務管理官 統括測量・防災官 部長 測地観測センター長 地理地殻活動研究センター長 課長 広報広聴室長 防災推進室長 地図情報技術開発室長 地殻変動研究室長 宇宙測地研究室長 地理情報解析研究室長 調整官 調査官 人事計画官 予算調整官 福利厚生官 技術政策企画官 建設専門官（職員団体に係る事務に関する事務を担当する者に限る。） 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 人事係長 予算係長 庁舎係長 人事係員 労働係員
地方測量部	部長 次長 課長
国土地理院支所	支所長
小笠原総合事務所	所長 次長 課長 専門調査官 課長補佐（管理）
海難審判所	所長 課長
地方海難審判所	所長 書記官
門司地方海難審判所	支所長 書記官
地方整備局	局長 副局長 次長 部長 主任監査官 入札契約監査官 監査官 広報広聴対策官 適正業務管理官 統括防災官 総括防災調整官 防災管理官 防災室長 災害対策マネジメント室長 総括調整官 調査官 人事計画官 人事企画官 予算調整官 福利厚生官 企画調整官 企画調査官 技術企画官 環境調整官 技術調整管理官 建設産業調整官 都市調整官 公園調整官 住宅調整官 河川調査官 道路企画官 道路調査官 港湾空港企画官 計画企画官 事業計画官 港湾危機管理官 事業継続計画官 港政調整官 港湾高度利用調整官 東京国際空港対策官 補償管理官 営繕特別事業管理官 営繕調査官 営繕調整官 用地調整官 用地調査官 課長 水災害予報センター長 水災害対策センター長 クルーズ振興・港湾物流企画室長 工事安全推進室長 品質確保室長 首都圏臨海防災センター長 近畿圏臨海防災センター長 保全指導・監督室長 建設専門官（人事又は職員団体に係る事務を担当する者に限る。） 課長補佐（総括）（各部の部内における庶務に関することを所掌する課に所属する者に限る。） 課長補佐（管理） 専門官（人事課に所属する者に限る。） 人事係員 労働係員
地方整備局の事務所	所長 センター長 副所長 課長 建設専門官（人事又は職員団体に係る事務を担当する者に限る。） 統括建設管理官 保全指導・監督官室長 専門官（人事又は職員団体に係る事務を担当する者に限る。） 専門調査官（人事又は職員団体に係る事務を担当する者に限る。） 人事係長 庶務係長 船長等
地方整備局又は事務所の出張所	局長 次長 部長 首席監査官 入札契約監査官 監査官 部次長 調整官 課長 室長 開発調査官（人事に関する事務を担当する者に限る。） 適正業務管理官 総務企画官 人事対策官 人事企画官 会計指導官 会計企画官 福利厚生管理官 職員企画官 開発企画官（予算に関する事務を担当する者に限る。） 象徴空間施設管理官 道路交通管理官 営繕品質調査官 開発専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。） 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 監察官補佐 監査官補佐 営繕品質調査官補佐 入札契約監察専門官 監察専門官 上席専門官（人事、組織、予算、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。） 専門官（人事、組織又は職員団体に係る事務を担当する者に限る。） 開発専門職（人事、組織又は職員団体に係る事務を担当する者に限る。）
北海道開発局	局長 次長 部長 首席監査官 入札契約監査官 監査官 部次長 調整官 課長 室長 開発調査官（人事に関する事務を担当する者に限る。） 適正業務管理官 総務企画官 人事対策官 人事企画官 会計指導官 会計企画官 福利厚生管理官 職員企画官 開発企画官（予算に関する事務を担当する者に限る。） 象徴空間施設管理官 道路交通管理官 営繕品質調査官 開発専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。） 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 監察官補佐 監査官補佐 営繕品質調査官補佐 入札契約監察専門官 監察専門官 上席専門官（人事、組織、予算、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。） 専門官（人事、組織又は職員団体に係る事務を担当する者に限る。）
開発建設部	部長 次長 事業調整官 調査官 技術管理官 課長 広報官 空港対策官 農業環境保全対策官 特定業務対策官 建設監督官（地域振興対策官並びに事業所の長及び副長に限る。） 課長補佐（管理） 道路設計管理官 道路施工保全官（人事に関する事務を担当する者に限る。） 土地改良情報対策官 上席総務専門官（人事、職員団体又は庁

安全 運輸 事務局	開発建設部の事務所	舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 事務を担当する者に限る。) 人事係員 労働係員
	所	副所長 課長 支所長
	地方運輸局	局長 次長 部長 部次長 課長 首席鉄道安全監査官 首席自動車監査官 首席運輸労務監理官 首席海事技術専門官 首席海技試験官 首席外国船舶監督官 課長補佐(管理) 専門官(人事課に所属する者に限る。)
	運輸監理部	運輸監理部長 部長 部次長 企画調整官 課長 首席運輸労務監理官 首席海事技術専門官 首席海技試験官 首席外国船舶監督官 首席運輸企画専門官 首席陸運技術専門官 課長補佐(管理) 専門官(人事課に所属する者に限る。)
	運輸支局	支局長 次長 首席運輸企画専門官(人事に関する事務を担当する者に限る。)
	自動車検査登録事務所	所長 首席運輸企画専門官(人事に関する事務を担当する者に限る。)
	海事事務所	所長 次長 首席運輸企画専門官(人事に関する事務を担当する者に限る。)
	地方航空局	局長 次長 部長 適正業務管理官 安全管理官 統括空港連携調整官 空港連携調整官 技術管理官 部次長 課長 空港経営改革調整官 地域振興・環境調整官 先任航空事業安全監督官 先任運航審査官 先任航空機検査官 先任整備審査官 先任航空従事者試験官 課長補佐(管理) 専門官(人事課に所属する者に限る。)
	空港事務所	所長 次長 総務調整官 広域空港管理官 運航効率化推進官 システム運用管理官 部長 課長(人事) 会計課長 空港保安課長 空港保安防災課長 先任航空管制運航情報官 先任航空管制官 課長補佐(管理) 人事係長
	空港出張所	所長
	空港・航空路監視レーダー事務所	所長 管理課長 先任航空管制官 先任航空管制技術官
	航空交通管制部	部長 次長 総務管理官 先任航空交通管理管制官 先任航空交通管理管制運航情報官 先任航空交通管理管制技術官 先任航空管制官 先任航空管制技術官 総務課長 会計課長 課長補佐(管理) 人事係長 守衛長
	観光内部部局	局長 次長 部長 参事官 課長 調整室長 課長補佐(総括) 課長補佐(人事)
	気象内部部局	局長 次長 気象防災監 部長 参事官 課長 経理管理官 国際・航空気象管理官 広報室長 業務評価室長 調達管理室長 施設物品管理室長 厚生管理室長 人事企画官 防災企画室長 地域防災企画室長 技術開発推進室長 国際室長 航空気象管理室長 情報技術推進室長 気象ビジネス支援企画室長 システム運用室長 データネットワーク管理室長 気象技術開発室長 観測船運用管理官 航空予報室長 気象監視・警報センター所長 海洋気象情報室長 地震情報企画官 火山対策官 地震津波防災推進室長 地震津波監視・警報センター所長 火山防災推進室長 火山監視・警報センター所長 庁舎管理官 企画調整官 課長補佐(総括) 課長補佐(管理) 課長補佐(人事) 課長補佐(経理管理) 調達管理室長、施設物品管理室長、国際室長、航空気象管理室長、情報技術推進室長、システム運用室長、データネットワーク管理室長、気象技術開発室長、航空予報室長、気象監視・警報センター所長又は海洋気象情報室長の職務全般についてこれを直接補佐する者、経理管理官を補佐し、予算又は監査に関する事務を担当する者及び調達管理室で予算に関する事務を担当する者に限る。)
	気象研究所	所長 研究総務官 研究連携戦略官 部長 企画室長 課長 課長補佐(管理) 調査官(総務課に所属する者に限る。)
気象衛星センター	所長 部長 課長 衛星データ品質管理官 情報セキュリティ管理官 課長補佐(管理) 調査官(総務課に所属する者に限る。)	
高層気象台	所長 課長 庶務係長	
地磁気観測所	所長 課長 庶務係長	
気象大学校	校長 教頭 総務課長 庶務係長	
管区気象台	台長 部長 防災調整官 危機管理調整官 情報セキュリティ管理官 部次長 課長補佐(管理) 調査官(職員団体に所属する者に限る。)	
沖縄気象台	台長 次長 防災調整官 危機管理調整官 情報セキュリティ管理官 気象防災情報調整官 地震津波火山防災情報調整官 気候変動・海洋情報調整官 課長 課長補佐(管理) 係員 調査官(職員団体に所属する者に限る。)	
地方気象台	台長 次長 業務・危機管理官 業務管理官	
測候所	所長 次長 業務管理官	
運輸事務局	事務局長 審議官 課長 参事官 首席航空事故調査官 首席鉄道事故調査官 首席船舶事故調査官 会計室長 課長補佐(管理) 課長補佐(人事) 課長補佐(予算) 人事係長 予算係長	

委員	事務局の地方事務所長 事故調査調整官
環境内部部局	事務次官 地球環境審議官 官房長 局長 総合環境政策統括官 部長 局長 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 地域脱炭素推進審議官 審議官 課長 参事官 地方環境室長 調査官 広報室長 企画評価・政策プロモーション室長 環境研究技術室長 環境教育推進室長 市場メカニズム室長 環境影響審査室長 保健業務室長 特殊疾病対策室長 石綿健康被害対策室長 化学物質審査室長 脱炭素社会移行推進室長 気候変動適応室長 地球温暖化対策事業室長 脱炭素ビジネス推進室長 フロン対策室長 気候変動国際交渉室長 環境汚染対策室長 農業環境管理室長 脱炭素モビリティ事業室長 海域環境管理室長 国民公園管理事務所長 千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長 生物多様性センター長 生物多様性戦略推進室長 国立公園利用推進室長 鳥獣保護管理室長 希少種保全推進室長 循環型社会推進室長 リサイクル推進室長 浄化槽推進室長 放射性物質汚染廃棄物対策室長 課長補佐(総括) 課長補佐(管理)(大臣官房、地球環境局総務課、水・大気環境局総務課、自然環境局総務課又は環境再生・資源循環局総務課に所属する者に限る。) 国民公園管理事務所の次長、分室長、総括調整官及び庶務科長 人事係長 予算係長 庁舎係長 秘書
環境調査研修所	次長 庶務課長 国立水俣病総合研究センター所長 国立水俣病総合研究センターの次長及び総務課長
地方環境事務所	所長 次長 保全統括官 部長 地域脱炭素創生室長 課長 統括環境保全企画官 統括自然保護企画官 支所長 課長補佐(管理) 人事係長
原子力規制庁	長官 次長 原子力規制技監 部長 緊急事態対策監 核物質・放射線総括審議官 審議官 公文書監理官 政策立案参事官 サイバーセキュリティ・情報化参事官 課長 参事官 安全技術管理官 安全規制管理官 監査・業務改善推進室長 広報室長 国際室長 事故対処室長 法令審査室長 企画官(人事に関する事務を担当する者に限る。) 企画調査官(人事に関する事務を担当する者に限る。) 保障措置室長 放射線環境対策室長 火災対策室長 検査評価室長 課長補佐(総括) 課長補佐(管理) 参事官補佐(参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。) 管理官補佐(安全規制管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。) 服務専門職 給与専門職 人事係長 予算係長 庶務係長
原子力安全人材育成センター	副所長 課長 課長補佐(総括)
防衛内部部局	課長 安全衛生室長 企画官 労務調整官
人事事務総局	事務総長 局長 総括審議官 局長 審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 職員団体審議官 試験審議官 課長 政策立案参事官 参事官 公文書監理室長 情報管理室長 広報室長 法制調査室長 能率厚生管理室長 勤務時間調査・指導室長 監査室長 首席試験専門官 人材確保対策室長 派遣研修室長 企画室長 法人給与調査室長 地域手当調整室長 首席審理官 職員相談業務室長 人事評価苦情調整室長 企画官 調査職 総合調整官 国会連絡主幹 人事企画官 上席経理監査官 上席国際専門官 上席災害補償専門官 次席試験専門官 上席情報統計官 企画調整官 生涯設計企画官 企画法制官 次席審理官 課長補佐(総括) 課長補佐(管理)(総務課、企画法制課、人事課又は会計課に所属する者に限る。) 首席試験専門官補佐 主任法令審査官 人事係長 庁舎係長 秘書 守衛長
公務員研修所	所長 副所長 部長 総務課長
地方事務所	局長 課長
沖縄事務所	所長 課長
国家公務員倫理審査会事務局	参事官
会計事務総局	事務総長 事務総局次長 局長 総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 課長 上席検定調査官 上席企画調査官 厚生管理官 上席情報システム調査官 能力開発官 技術参事官 上席調査官 監理官 渉外広報室長 企画調整室長 人事企画官 監察官 国際業務室長 会計管理官 情報公開・個人情報保護室長 公文書監理室長 検査支援室長 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室長 研修室長 公会計監査連携室長 資料情報管理室長 決算監理室長 金融検査室長 公会計検査室長 復興検査室長 経済協力検査室長 租税統括検査室長 厚生労働統括検査室長 原価検査室長 国土交通統括検査室長 文部科学統括検査室長 農林水産統括検査室長 情報通信検査室長 法人財務検査室長 課長補佐(総括) 課長補佐(管理)(人事課又は会計課に所属する者及び厚生管理官を補佐する者に限る。) 能力開発官の職務全般についてこれを直接補佐する職員 検定調査官(総括副長に限る。) 企画調査官(総括副長に限る。) 情報システム調査官(総括副長に限る。) 調査官(総括副長に限る。) 人事専門官 人事係長 庁舎係長 秘書 労働係員 守衛長

備考
 1 この表の職員欄に掲げる職員は、法律若しくは政令で設置されている官職又は府令、省令、人事院規則、会計検査院規則その他組織に関する定めにより令和五年十一月三十日において設置されていた官職を占めている職員とする。
 2 この表中次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。

- 一 課長（人事） 部内の人事に関する事務を担当する課の長をいう。
- 二 課長補佐（総括） 課若しくは課に準ずる室の長又は厚生管理官の職務について全般的にこれらを補佐する課長補佐（課若しくは課に準ずる室の長又は厚生管理官を直接補佐する職員であつて、係（課、室、所、署等を構成する最小単位の組織で職員二名以上をもつて構成し、恒常的な所掌事務を有するもの）をいう。以下同じ。）の長又はこれに準ずる職員を監督する地位にある者をいう。以下同じ。）をいう。
- 三 課長補佐（管理） 部内の人事、組織、定員、経理、文書の審査、庁舎又は宿舍に関する事務を主として担当する課長補佐をいう。
- 四 課長補佐（人事） 局 部又は二以上の出先機関の職員に関する事務を主として担当する課長補佐をいう。
- 五 課長補佐（予算） 二以上の出先機関の予算に関する事務を主として担当する課長補佐をいう。
- 六 人事係長 部内職員の任用、昇格、昇給、保健、レクリエーション、安全、厚生、分限、懲戒、苦情処理若しくは服務に関する事務、部内の職員団体との関係に関する事務（以下「労働関係事務」という。）、部内の組織に関する事務若しくは部内の定員配置に関する事務を専ら担当する係又はこれらの事務を主として担当する係の長をいう。
- 七 予算係長 予算に関する事務を専ら担当する係又はこれらの事務を主として担当する係の長をいう。
- 八 文書係長 部内の人事、組織、職務の分掌、庁舎の管理等に関する規程案の審査に関する事務を主として担当する係の長をいう。ただし、字句の審査のみを担当する者を除く。
- 九 庁舎係長 主として庁舎の管理又は警備を担当する係（庁内の取締りを担当しないものを除く。）の長をいう。
- 十 宿舍係長 職員の宿舍に関する事務を専ら担当する係（部内職員に対する宿舍の割当に関する事務を担当しないものを除く。）の長をいう。
- 十一 庶務係長 人事係長の所掌事務と同様の事務を担当するほか、庶務に関することを担当する係の長をいう。
- 十二 秘書 大臣、副大臣、政務官、事務次官若しくは外局の長官又はこれらに相当する者の秘書事務を担当する職員のうち監督的地位にある者をいう。
- 十三 人事係員 主として部内職員の任用、昇格若しくは昇給又は労働関係事務についてその企画に関する事務を担当する上席係員をいう。
- 十四 労働係員 主として労働関係事務を担当する職員をいう。ただし、文書の謄写、浄書等の単純な事務のみを担当する者を除く。
- 十五 守衛長 守衛（庁舎又は構内の警備に従事する職員をいう。）のうち監督的地位にある者をいう。
- 十六 船長等 人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第一の海事職俸給表（一）級別標準職務表の備考に定める大型船舶（一種）、大型船舶（二種）又は大型船舶（三種）の船長、機関長、一等航海士及び事務長、同表の備考に定める中型船舶（一種）の船長及び機関長並びに同表の備考に定める中型船舶（二種）の船長をいう。